

令和6年第9回教育委員会定例会

(5月7日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和6年5月7日(月)午後2時03分から午後3時28分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	佐藤 徳久
教育長職務代理者	垣内恵美子
委 員	浦井 祥子
委 員	神田しげみ
委 員	高森 大乘

○出席者

事務局次長	前田 幹生
庶務課長	山田 安宏
学務課長	川田 崇彰
児童保育課長	大塚美奈子
放課後対策担当課長	別府 芳隆
指導課長	宮脇 隆
教育改革担当課長 兼教育支援館長	増嶋 広曜
生涯学習推進担当部長	三瓶 共洋
生涯学習課長	吉江 司
スポーツ振興課長	村松 克尚
中央図書館長	穴澤 清美

○日 程

日程第1 教育長報告

1 協議事項

(1) 庶務課

ア 和解及び損害賠償の額の決定について

(2) 児童保育課

イ 東京都台東区立東上野乳児保育園の指定管理者の選定について

ウ とうきょう すくわくプログラム推進事業の実施について

エ 保育所等における緊急安全対策について

(3) 放課後対策担当

オ 東京都台東区立児童館の指定管理者の選定について

カ こどもクラブ待機児童対策の拡充について

(4) 指導課

キ T o k y oスポーツライフ推進事業の実施について

(5) 生涯学習課

ク 生涯学習センター機能強化に伴う改修内容の一部変更について

(6) スポーツ振興課

ケ スポーツの祭典（パリ2024オリンピック・パラリンピック大会編）について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 令和6年6月の行事予定について

(2) 教育支援館

イ 令和6年度教科書展示会について

ウ バーチャル・ラーニング・プラットフォーム事業について

(3) スポーツ振興課

エ ライオン株式会社と連携したラグビー選手の小学校派遣について

オ 台東リバーサイドスポーツセンター陸上競技場大規模改修工事について

3 その他

・ 予算特別委員会における審議事項について

午後2時03分 開会

○佐藤教育長 ただいまから、令和6年第9回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、垣内委員にお願いいたします。

会議に入る前に、前回、第8回の教育委員会におきまして、答弁保留があった件について答弁をさせますので、お聞き願います。

○中央図書館長 前回の教育委員会において、中央図書館の中高生の優先席の閲覧席についての回答になります。

中央図書館においては中高生優先席について、現在、一般の方の利用については表示をしておらず、前回お断りをした経緯がございますが、中高生優先席については、優先席ということで、一般の方についても1時間に限りご利用をいただいているところであります。その件について、中央図書館に表示がないということございましたが、現在受付のほうに表示をさせていただいて、一般のご利用ご希望の方は受付のほうにお声をかけてくださいということとしております。

以上です。

○佐藤教育長 ただいまの件はよろしいですか。

(発言なし)

○佐藤教育長 ここで、傍聴について申し上げます。本日、会議の傍聴を希望する方については許可することとしておりますので、ご了承ください。

それではまず、審議順序の変更について私から申し上げます。本日の議題には、傍聴にはなじまない、議会報告前の案件が含まれております。つきましては、順序を変更して、日程第1、教育長報告の報告事項、庶務課のア、教育支援館のイ、及びスポーツ振興課のエから聴取し、議会報告前の案件については、傍聴人退出後に聴取いたしたいと思っております。

また、教育長報告の協議事項、庶務課のアについては、個人情報が含まれているため、会議規則第15条の規定に基づき、全ての日程終了後、秘密会において協議いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

〈日程第1 教育長報告〉

2 報告事項

(1) 庶務課 ア

○佐藤教育長 それでは、次に、日程第1、教育長報告の報告事項を議題といたします。

初めに、庶務課のアについて、庶務課長、報告をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、令和6年6月の行事予定についてご説明いたします。資料10を

ご覧ください。

6月の教育委員会定例会は、12日、25日の2回、ともに午後2時の開会です。

また、6月28日、金曜日には、ラジオ体操指導者講習会修了式が予定されております。

その他のご案内については、ございません。

簡単ですが、ご質問は以上でございます。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、庶務課のアについては、報告どおり了承願います。

(2) 教育支援館 イ

○佐藤教育長 次に、教育支援館のイについて、教育支援館長、報告をお願いします。

○教育支援館長 教育支援館より、令和6年度教科書展示会についてご報告させていただきます。資料11をご覧ください。

教科書の展示会につきましては、教科書の発行に関する臨時措置法、及び東京都教科書展示会実施要綱により実施されるもので、文部科学省の指定により毎年行う法定展示会と、教科書採択の年に行われる特別展示会がございます。今年度につきましては中学校用教科書が採択の対象となりますので、法令・要綱等に基づきまして、特別展示会、並びに法定展示会ともに行います。

項番1でございます。展示する教科書は、令和7年度に使用される小学校用教科書目録、及び中学校用教科書目録に記載されている教科書でございます。

項番2でございます。(1)の特別展示会は6月1日から6月13日まで、日曜日のほか、6月8日土曜日を除く10日間です。また、(2)の法定展示会は6月14日から7月3日までで、日曜日のほか、17日月曜日、22日土曜日、29日土曜日を除く14日間でございます。なお、法定展示会・特別展示会とも展示内容は同一でございます。

項番3の展示期間、項番4の展示場所は記載のとおりです。

本展示会の開催につきましては、広報たいとう5月20日号、及び区の公式ホームページにおいて周知いたします。

報告は以上でございます。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、教育支援館のイについては、報告どおり了承願います。

(3) スポーツ振興課 エ

○佐藤教育長 次に、スポーツ振興課のエについて、スポーツ振興課長、報告をお願いします。

ます。

○スポーツ振興課長 それでは、ライオン株式会社と連携したラグビー選手の小学校派遣についてご報告いたします。資料の13をご覧ください。

項番 1、経緯です。区とライオン株式会社は、ライオン株式会社が本社を墨田区から本区に移転してきたことを契機に、昨年3月に包括連携協定を締結いたしました。この度、ライオン株式会社のラグビーチーム「ライオンファンクス」から、小学生の手洗い事業についての提案をいただきました。

なお、ライオン株式会社とは、昨年度から小・中学校に使用済み歯ブラシの回収ボックスを設置した歯ブラシリサイクルを実施しております。

今年度からは、学びのキャンパスプランニング事業の新たなメニューとして、環境教育と歯ブラシリサイクルについての出前授業の実施を予定してございます。

項番 2、概要です。ライオンファンクスの選手を小学校に派遣して、体育の授業に参加してもらい、スポーツの楽しさを児童に感じてもらえるよう事業を盛り上げ、また体育の授業の後に社員選手がゲストティーチャーとして手洗い授業を実施するものでございます。

項番 3、内容です。(1)実施校は、希望する小学校、年間10校程度を想定しております。(2)対象学年は4年生です。

(3)実施内容は、ライオンファンクスの社員選手3名程度を学校に派遣して、授業2時間を一緒に活動いたします。1時間目は体育授業に参加して、選手が児童と一緒に体育の授業を受け、児童を盛り上げます。2時間目は選手が正しい手洗い方について、スライドを使ったレクチャーをし、実際に手洗いを行い、ブラックライトを当てて洗い残しがないかをチェックいたします。

(4)その他として、手洗い事業が4時間目の場合は、引き続き児童と一緒に給食に参加することも可能です。

項番 4、申込方法は、実施を希望する学校はメールで直接申込をいただき、実施する日程等を調整した上で実施いたします。

ご報告は以上です。よろしく願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

○神田委員 ライオンと、選手ということで、両方のメリットを生かした内容になっているのかと思いました。

実施する学校を10校ぐらいと想定していますが、結構多い方でしょうか。

○スポーツ振興課長 今現在、実はライオンファンクスさんがタグラグビーの授業というものを出前で行っております。そこの選択肢の一つとして、タグラグビーでなくても、体育の授業と一緒に活動できるということで予定をしております。手洗い授業だけに関しましては、年間10校程度手が挙がるといいなというところがございます。

後日、小学校の校長会のほうに行ってお案内してくる予定になってございます。

○神田委員 ありがとうございます。タグラグビーはかなり前から、台東区は熱心にやっ

ていますので、ラグビーでももちろんいいですし、他の種目でもいいですが、苦手なお子さんでも楽しくできるといいと思います。

ありがとうございます。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、スポーツ振興課の工については、報告どおり了承願います。

3 その他

○佐藤教育長 続きまして、その他事項についてでございます。

事前に資料を配付させていただいております。後ほどご覧いただければと思いますが、この資料について、ご質問や、それから事務局のほうで補足説明等がありますか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより議会報告前の案件について聴取いたしたいと思っております。

恐れ入りますが、傍聴人の方はご退出をお願いいたします。

(傍聴人退出)

(2) 児童保育課 イウエ

○佐藤教育長 次に、児童保育課のイ、ウ、及びエについて、児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 それでは、協議事項のイ、東京都台東区立東上野乳児保育園の指定管理者の選定についてご説明いたします。資料2をご覧ください。

本件は、今年度で指定期間が満了となる台東区立東上野乳児保育園の指定管理者の選定を行うものでございます。

項番1、対象施設でございます。名称は、東京都台東区立東上野乳児保育園。所在地等は資料に記載のとおりでございます。

項番2、現行の指定管理者は社会福祉法人康保会で、平成27年度から指定管理者として指定し、現在は2期目となっております。

項番3、指定期間は令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間でございます。

次に項番4、次期指定管理者の選定でございます。(1)の選定方法でございますが、公募型プロポーザル方式により行います。

(2)選定手続きは、指定管理者選定委員会を設置し、団体の実績や安定性、管理水準やサービス向上への取組など、指定管理者としての適性を判定してまいります。選定委員会の構成につきましては、外部の有識者と区職員を委員とする4名体制といたします。

お手数ですが2ページ目をご覧ください。審査基準（案）につきましては記載のとおりでございます。

最後に（5）今後のスケジュールにつきましては、5月の政策会議にお諮りし、第2回区議会定例会子育て・若者支援特別委員会にご報告いたします。7月に募集開始、8月に締め切りまして、9月から10月にかけて選定委員会を3回開催し、指定管理候補者を決定いたします。その後、第4回区議会定例会に指定管理者指定の議案を提出する予定となっております。

東上野乳児保育園の指定管理者の選定についてのご説明は以上でございます。

続きまして、とうきょう すくわくプログラム推進事業の実施についてご説明いたします。資料3をご覧ください。

はじめに項番1、概要でございます。子供の豊かな心の育ちをサポートするため、令和6年度から東京都が新たに「とうきょう すくわくプログラム推進事業」を実施いたします。区におきましても本事業を活用し、保育所等における子供の興味・関心に応じた探究活動への取組を支援することにより、保育の充実を図ってまいります。

このすくわくプログラムの内容でございますが、参考といたしまして、2ページ以降をちょっとおめくりください。ベータ版プログラム実戦協力園での取組を添付いたしました。こちらの園では、テーマを表現に設定し、右側の表にある活動スケジュールに記載の①から⑤の流れで探究活動を行ったものでございます。この事例にもあるように、本事業は、光や音、植物等の各園の環境や強みを生かしたテーマを設定し、そのテーマに応じた素材や道具を準備し、子供たちが遊べる環境を整えていきます。そして、園児自らが興味を持って試し、考えながら探究を重ねていくというものでございます。

それでは資料にお戻りいただき、項番2、事業概要についてです。（1）対象施設は、認可保育所、小規模保育所、認証保育所、認定こども園でございます。

（2）内容は、プログラムの実践に係る経費を、1施設あたり上限150万円まで補助します。

（3）実施期間は、補正予算成立後から令和7年3月までとなります。

項番3、補正予算要求額は、歳出・歳入ともに7,800万円で、内訳は表に記載のとおりでございます。

項番4、今後の予定につきましては、5月の政策会議に諮り、第2回区議会定例会子育て・若者支援特別委員会にご報告後、補正予算成立後から事業を実施してまいります。

とうきょう すくわくプログラム推進事業のご説明は以上でございます。

続きまして、保育所等における緊急安全対策についてご説明いたします。資料4をご覧ください。

初めに項番1、概要でございます。令和4年度、及び令和5年度におきましては、区は保育所等における置き去り等の事故防止、及び午睡等の事故防止に対する取組を支援してまいりました。令和6年度においても、引き続き子供の安全性を確保するため、保育所等に

おける安全対策に対する取組を支援してまいります。

項番2、事業概要でございます。(1)対象施設は、認可保育所、地域型保育事業、認証保育所のうち、過年度に区の補助事業を利用していない施設が対象となります。

(2)内容は、置き去り等の事故防止、及び午睡時の事故防止に対する補助として、1施設あたり上限200万円まで補助します。

(3)実施期間は、補正予算成立後から令和7年3月までとなります。

項番3、補正予算要求額は、歳出・歳入ともに2,600万円で、内訳は表に記載のとおりでございます。

項番4、今後の予定につきましては、5月の政策会議に諮り、第2回区議会定例会子育て・若者支援特別委員会にご報告、補正予算成立後から事業を実施してまいります。

本件のご説明については以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、まず、児童保育課のイについて、何かご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 では次に、児童保育課のウについて、何かご質問等はございますか。

○垣内委員 これは、全額、東京都の事業費の助成を使ってという支援になりますか。

○児童保育課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○神田委員 この事業ですけれども、上限1園150万円ですが、使う内容については、園のほうで企画して、それが通ればその上限まで出るということでしょうか。

それと、専門家を呼んだり、専門的な材料を使ったりするのかなと思うのですが、具体的に教えてください。

○児童保育課長 こちらの補助の上限額は150万円、1園あたり150万円となっております。対象経費が、備品購入費や人件費、また消耗品全般ということでございます。

専門家等と呼んでというところでございますが、やはり園で独自にできるところもございますけれども、何か専門家をお願いして講義をしてもらったりアドバイスしてもらったり、そういった経費についても対象となっております。

○神田委員 ありがとうございます。

全園対象ということですね。都のお金が提供されるということで、ぜひたくさん園に手を挙げていただき、よい企画を出して、補助金をたくさん手に入れてもらえたらいいと思います。子供たちにとっては、探求的ないい活動だと思います。

○高森委員 予算の内訳で、人件費も出るということですが、参考資料として挙がっている江東区の塩崎保育園のプログラムというのは、園独自で企画されたものなのか、それとも外部の方のアドバイスを受けて、どこかの企業がここに入っているのか。その辺の情報というのは判りますでしょうか。

○児童保育課長 こちらについての中身は、申し訳ございません、詳しく調査をしていな

いんですけれども、場合によっては、園独自でやられていたのかもしれないんですが、ちょっと試行実施ということですので、ちょっとこちらについては後ほど私のほうでお聞きしてみたいと思っております。

○高森委員 分かりました。

参考資料1ページ目の活動スケジュールの活動内容については、全部で5種類ありますが、人数がまちまちのようですね。これは参加した5歳児の人数だと思っておりますけれども、増減があることについての、例えば2回目の活動は12人もいたけれども、その後、少なくなっていますが、これは公平に全ての活動が子供たちはできたのかどうかそのへんが心配なんですけれども、どのような感じだったか調べておいていただければと思います。

○児童保育課長 確かにこちらの活動内容の人数が様々であるというふうに私のほうでも認識しております。

こういった先行実施している事例については、これからこちらでも実施していく上で重要になってくると思いますので、どんなふうにやられたか、課題とかも含めてお聞きしてみたいと考えております。

○佐藤教育長 今のウについてはよろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 では、続きまして、児童保育課のエについて、何かご質問等はございますでしょうか。

○垣内委員 2点質問です。歳入はどこから、東京都、国。多分、助成金が来て、それを全額使うという建付けかと思うんですけど、どこからの財源でしょうか。この置き去り事故防止、非常に重要なポイントかと思えますし、お昼寝のときにいろいろな事故が起きてしまうというのものもあるかと思えます。これは、何に対する補助なんでしょうか。具体的に、例えば、モニタリングのビデオをつけるとか、よく、最近だとAIを使って、行動を確認できるようなシステムなど、いろいろあるかと思うんですけど、具体的にどんなことを想定されているのでしょうか、という質問です。

以上です。

○児童保育課長 まず、事業予算につきましては、東京都から10分の10の補助となっております。また、補助内容につきましては、置き去り等の事故防止としまして、例えばGPSやBluetooth等のICTを活用した子供の見守りサービスや、保育所等からの飛び出し防止にかかるような、そういった設備とか経費でございます。また午睡時の事故防止に関してはベビーセンサー等の設備、そういった機器の設置などが対象になっております。

○高森委員 今年はここに書いてある14の施設が対象になりますけれども、昨年度までに補助事業を利用した施設は幾つあるのでしょうか。

○児童保育課長 昨年度は41施設が利用されておりました。今年度はそれ以外の園に調査をいたしまして、実施をするということでございます。

○高森委員 今回、この14施設がこの対象となった場合に、区内全体がもうこれで既に網

羅されたという理解でよろしいのか、それともまだ実施していない園、施設があるのでしょうか。

○児童保育課長 全ての園が全て利用しているということではございません。こちらから調査をかけて、希望の申出のあった園を対象としております。

○高森委員 希望がない理由がよく分からないのですが、なぜ希望がない園があるのかなという。その危機管理が、果たしてどこまで徹底されているのかなという心配があるのですが、ヒアリングなんかはどういった形で行っているのか。

○児童保育課長 既に園独自でこういったシステムを導入しているというところは、改めて申し込まなくてもいいというところも聞いてございます。

○高森委員 安心しました。ありがとうございます。

○浦井委員 ひとつは、高森委員がお聞きになったことを私も伺いたかったのです。それは今伺わせていただきました。それに続いて、というか関係してなんですけれども、既にこの過年度に区の補助事業を利用した施設、もしくは、さっきおっしゃった、独自に既にいろいろな整理をされていて利用していない施設というのは、実際どういうものを導入しているのか。そしてその後、どのように改善されたり運用されたりしているのかという点について、教えていただけたらと思います。これは、実際に特に有効なものがあればそれを普及させるとか、役に立つかなと思ひまして。もし分かれば教えていただけたらと思います。よろしくお願ひします。

○児童保育課長 昨年導入した園につきましては、見守りサービスが9施設、カメラ設置が15施設、午睡事故防止が5施設というふうにこちらのほうで把握をしておりますが、こちらの設備をつけたことによって、何か変わったという、あくまでも補助的なものがありますので、基本的には保育者がきちんと目で確認をするというのが重要になっているかと思ひます。ただ、導入したことによって少し安心感が園の中では生まれてくるというのはお聞きしているところでございます。追ってここが、効果がどうだったか、詳しくはこちらのほうで調査はしていないんですけれども、いろいろと話をいただいた中ではそういったことを伺っております。

○浦井委員 ありがとうございます。やはり保育していらっしゃる側の方々もそういう安心感も必要だと思ひますし、預けるの方々についてもそうだと思ひますので、ぜひまた何かの機会にそのあたりを追っていただいて、使いやすいものですとか、これはいいというものがあれば、ぜひ押さえていただけたらなというふうに思ひます。以上です。

○神田委員 私も浦井委員と同じように思ひましたのですが、前年度に申し込まなかったものでも、例えば、よく考えたらあったほうがよかったというようなこともあると思ひます。今回は、もう一旦申し込んだ園は、追加はなしでしょうか。

○児童保育課長 今回調査をした中で、やはり昨年度利用したというところには利用ができないということになっておりますので、ちょっとお声掛けをしていないというところでございます。

○神田委員 確かに、申し込まなかったのもそれでいいとは思いますが、後からいろいろな情報を聞いたり見たりして、追加などができるよう、少し柔軟な対応があるといいかと思いました。

ありがとうございます。

○佐藤教育長 そのほか。

あれ、これ、私立幼稚園もやっているんだよね。いや、これは保育所だけじゃないんですよ。「等」ですから。

○事務局次長 私立幼稚園については、都のほうから直接の補助になっておりますので、区を経由するのは保育所の枠は経由してやるということで、私立幼稚園のほうも対象になっています。

○佐藤教育長 ということで、「等」なので幼稚園も含まれています。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、児童保育課のイ、ウ、及びエについては、協議どおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

(3) 放課後対策担当 オカ

○佐藤教育長 次に、放課後対策担当のオ、及びカについて、放課後対策担当課長、説明をお願いします。

○放課後対策担当課長 それでは、協議事項(3)のオ、東京都台東区立児童館の指定管理者の選定について、まずご説明をさせていただきます。資料5をご覧ください。

本件は、令和6年度末で指定期間が満了となる台東区立児童館8館の令和7年度以降の指定管理者の選定の実施についてお諮りするものでございます。

まず項番1、対象施設です。資料の表のとおり、区立児童館8館でございます。所在地、施設内容をご覧のとおりです。

続きまして項番2、現行の指定管理者は社会福祉法人台東区社会福祉事業団でございます。8館を一括して指定してございます。

次に項番3、次期の指定期間でございます。令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間でございます。

続きまして項番4、次期指定管理者の選定でございます。まず、(1)の選定方法です。本件については、台東区指定管理者指定管理者制度運用指針の3(2)、及び(4)を適用し、対象施設を一括指定して、現行の指定管理者を公募によらず選定いたします。運用指針の抜粋を資料に添付しておりますので、後ほどご確認いただければと存じます。

続きまして、2ページをご覧ください。(2)公募によらず選定する理由でございます。児童館が遊び及び生活を通じて児童を健全に育成するためには、保護者をはじめとする、

地域や関係機関と信頼関係を継続し、安定的かつ継続的に事業を運営する必要がございます。加えて現行の指定管理者は、地域の子育て支援の担い手として区の政策の補完機能を果たしていることから、公募によらず選定をいたします。また、効率的・効果的な管理運営を行う観点から、現在と同様、8館同一の指定管理者といたします。

続きまして(3)の選定手続きです。指定管理者再選定委員会を設置し、事業計画書等に基づき、管理水準やサービス向上への取組など、指定管理者としての適性を判定いたします。審査会の構成・基準は資料のとおりとなっております。

最後に項番5、今後のスケジュールでございます。5月の政策会議に諮り、6月の第2回定例会子育て・若者支援特別委員会に報告後、8月から10月に審査会を開催し、指定管理者候補者を決定いたします。その後、12月の第4回区議会定例会にて指定管理者指定の議決をいただきます。そして来年4月、指定管理者との協定を締結し、指定管理業務を開始することとなります。

本件の説明は以上となります。

続きまして、協議事項の(3)のカ、こどもクラブ待機児童対策の拡充についてご説明いたします。資料の6をご覧ください。

まず項番1、概要です。現在こどもクラブの待機児童の解消に向けて台東区こどもクラブ緊急3か年プランに基づき、こどもクラブの新設などの対策に加え、一部で定員の各拡大や放課後子供教室の実施時間を延長するなど、放課後の居場所の拡充に取り組んでいます。しかしながら、本年4月1日現在のこどもクラブ申請者数は予想を超えて推移しており、緊急3か年プランに予定する対策に加えて、追加対策を行ってまいります。

項番2、こどもクラブ利用状況、及び申請者数の予測です。(1)利用状況です。前回の本委員会で報告いたしました、本年4月1日時点の状況を記載しています。

次に(2)申請者数の予測でございます。まず①の全体です。表は令和5年度・6年度の実績と、7年度の予測を記載しています。令和7年度の児童数は、減少を見込んでおりますが、申請者数は引き続き増加を見込み、昨年度に予測した申請者数1,635名を、1,668名に上方修正しております。

続いて、2ページをご覧ください。②の小学校別の表となります。この表は、小学校ごとに6年度の実績として申請者数と、括弧内に待機児童者数を記載しています。また、右の列には7年度の申請者数の予測と、既に実施を予定している対策、もしくは小学校の近隣で空きのあるこどもクラブを記載しています。

次に、3ページをご覧ください。項番3、実施決定済みの対策でございます。6年度・7年度に実施を予定している対策は記載のとおりとなっております。このうち、6年度に予定している竜泉こどもクラブ、及び(仮称)入谷こどもクラブについては、いずれもこどもクラブの実施場所の変更、及び追加を伴う関係で、次の教育委員会にて東京都台東区こどもクラブ条例を改正するため、本委員会に意見聴取がなされる予定です。

次に、項番4、追加対策でございます。小学校別の待機児童の状況と今後の申請者数の

予測を踏まえ、次の二つを追加対策として実施してまいります。まず（1）金竜こどもクラブの定員拡大です。金竜小学校区では、申請者数の予測に対して、周辺のこどもクラブの定員が不足し、今後も一定数の待機児童が発生する見込みです。その解消にあたり、金竜小学校の特別教室等を放課後に活用することで、金竜こどもクラブの定員を、現在の55名から65名、10名拡大いたします。

次に（2）富士小学校放課後子供教室の実施です。富士小学校においても今後申請者数の増加が見込まれています。これまで、本校での放課後子供教室の実施時期を未定としてまいりましたが、この度、学校と、また、地域の方との協議が整いまして令和7年度4月より放課後子供教室を実施できることとなりました。運営につきましては、校内こどもクラブとの連携のため、富士こどもクラブの運営事業者が適正であるか審査を実施し、富士こどもクラブ運営事業者に委託してまいります。

最後に項番5、今後の予定です。本件追加対策を5月の政策会議に諮り、6月の第2回区議会定例会子育て・若者支援特別委員会に報告後、富士小学校放課後子供教室の運営事業者の審査を開始いたします。また、9月からは金竜こどもクラブの定員を拡大して運営いたします。12月の第4回区議会定例会子育て・若者支援特別委員会にて富士小学校放課後子供教室の運営事業者の決定後、令和7年4月より、事業を開始いたします。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、まずは、放課後対策担当のオについて、何かご質問はございますでしょうか。

○垣内委員 非公募で現行の指定管理者さんを一括委託するのですね。一括して管理する、指定するという理由も非常に説得力があると思うんですが、過去の実績評価というのを多分されているかと思います。問題ないと思うんですけども、そこを一応確認させていただければと思います。

○放課後対策担当課長 本件の社会福祉事業団でございしますが、毎年度の自己評価に加え、5年間で1回にあたるんですが第三者評価、それから労働環境モニタリング等、適宜審査が入りまして、運営について適切に運営されているという評価をしております。

また、日頃、我々担当と社会福祉事業団との間で、課題等について協議をする中で、前向きに取り組んでいただいているという評価をさせていただいています。

○垣内委員 ちなみに、第三者評価というのは、区が選んだ評価委員、専門家による評価という理解でいいのか、それとも社会福祉法人さんがご自身で選ばれた方なのか。

指定管理者制度を導入する趣旨というのは、コスト削減とサービス向上という、両方の目的があったと思うんですね。それをきちんと区のほうで、行政のほうでフォローされているのかどうかという点を確認したいと思います。

事柄自体は非常にいいし、この福祉事業団さんにやっていただくのは、いいと思うんですけども、区民の方にどういうふうに説明できるのかというところ。きちんと説明ができるほうが、この事業団としてもやりやすいでしょうし、そのあたりについて、確認をさ

せていただきたいという趣旨です。

○放課後対策担当課長 第三者評価を実施しているのは、児童健全育成推進財団、直近で言いますと2022年度になりますが、児童健全育成推進財団による第三者評価ということで、全くの第三者といえますか、我々とは関係のないところで選定させていただいてということではございます。

○佐藤教育長 要は選んだのが誰、ということだけ。

○放課後対策担当課長 失礼いたしました。事業団のほうで契約をさせていただいているということではございます。失礼いたしました。

○垣内委員 行政の目的を達成する手段としてこれが適切であるということを説明する、という観点から言うと、当事者がどこかに依頼して、外部の方に依頼して評価をしていただくということだけでなく、行政が主体的に評価する必要もあるのかなという感じもいたします。そのあたり、また内部で、それが必要なのかも含めてご検討いただければと思います。

○高森委員 今の件で、参考資料に載っている運用指針を拝見しますと、項番3の(2)公募によらない選定、アンダーラインが引いてありますね。その2行目に、11の(1)に定める外部評価の直近の総合評価7割未満でと、ここには書いてあります。この内部評価というのが今後のスケジュールのほうの第1回審査会、第2回審査会とどういう関係があるのか。いずれにしても、審査会を1回開いて、この審査基準に基づいて、ここで一度諮るわけですよね。その上で公募によらない選定になるかどうかが決まるわけですよね、スケジュールとしては。違うのでしょうか。

○放課後対策担当課長 この、今回資料をご提出させていただいていますスケジュールについては、あくまでも公募によらない選定ということを踏まえての審査のスケジュールとなっております。今回その公募によらない選定というふうに我々のほうでこの運用指針に基づいて決めましたのは、まさにこの内部評価、直近、総合評価が7割以上あってというところの条件をクリアしているという前提で、公募によらない選定という形を選ばせていただいております。

○高森委員 垣内委員が懸念を示された内部評価の部分ですね。どういった形で内部評価がされたかというところが、やや透明性が少ないのかなというところはあるということですね。

○放課後対策担当課長 内部評価につきましては、毎年度、基本的にはさせていただきまして、我々も当然チェックをさせていただいているところではございます。外部の方から見て、それが信用に足るのかどうかというところですが、我々としては、厳正に審査をして、またこの審査指針に基づいて指定管理者が運用しているというふうに考えてございます。

○高森委員 承知いたしました。

○佐藤教育長 そのほか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、力ですかね。放課後対策担当の力について、何かご質問等はありませんでしょうか。

課長、一応、一番肝腎な待機児童の話はちゃんと言っておいたほうがいいんじゃない。説明になかったけれども。

○放課後対策担当課長 恐れ入ります。資料6の項番2(1)の利用状況でございます。改めてご説明させていただきますと、28クラブ合計で定員が1,654ございます。前年比で209の増でございます。これまで対策を打ってきて、前年度比で定員は209プラスでございます。その中で申請者数が1,652人、前年度比で79増。利用者数は1,531、前年度比で136人増。その中で、空きが123発生してございます。昨年度比で73プラスでございます。この流れで、待機児童者数としては28クラブ合計では121名でございます。前年度比で57名減となっております。

○垣内委員 ニーズと現状にちょっとミスマッチがあって、空きが出ちゃって待機しちゃう人がいると、こういう理解ですよ。

○放課後対策担当課長 昨年、緊急3か年プランを通じて様々な対策を打ってまいりまして、新しい施設も立ててまいりましたが、委員のおっしゃるとおりアンマッチというかミスマッチがあって、全体としての枠は確保させていただいてはいますが、地域的に待機が出ているということもございますし、また利用者の方は、お友達と一緒にいるところですか、小学校が同じ学校の中のクラブに通いたい、近くのクラブに通いたいとか、様々な理由があって選ばれない方もいらっしゃるというふうに受け止めております。

いずれにしても、待機児童解消に向けては当然、我々まだ手当を続けていくということではあるんですが、そのような形で考えてございます。

○垣内委員 そうしますと、募集数というか、定員を増やしていくというだけではない、その調整が非常に重要になってくるかなという感じがいたします。結構難しい、状況によっても非常に複雑な要素があって、難しいとは思いますが、そこら辺、どういう形で、ソフトの部分をどういう形で取り組んでいこうとされているのかということをお聞きできればと思います。

○放課後対策担当課長 委員のおっしゃるとおり、施設を増やすだけでは対応できない部分があるというふうには認識してございます。ただ、少なくとも、待機児童が出ていて、そこからの近くの施設が空いているところについては、より周知をさせていただく。空いている施設が新しい施設ということもございますので、そういった部分でより周知をしていくということと、また他区の事例なんかも研究しながら、空いている施設に対してどういふような形で待機児童の方をアプローチしていくのかということについては、いろいろ研究をさせていただきたいと思っております。

○高森委員 今の件で難しいのは、ミスマッチが起きている理由は、もしかしたら単純なことなのではないかと思うのですけれども。友達がいるところへ行きたいわけですよ。

知らない友達のいるこどもクラブに行ってもつまらないわけですから。利用者が選んでいくわけなので、行けないということは、自分の行きたいところに行けないから、待機児童が出てしまっていると思うんですよね。

希望通りにマッチングさせていくのは非常に難しいです。1人1人の要望を聞いているわけにはいきませんから。キャパシティを増やせば済むことであれば、本当はそれでいいんでしょうけれども、それもいろんな要件・条件があって難しいところでしょうし、多分そういったことでのミスマッチだと思います。

一つ聞きたいことがあって、この待機している子供たちの様子はどうかを知りたいですね。家にいるだけなのか、ほかの学童とかを利用しているのか。そのあたりの実態というのは把握されていますでしょうか。

○放課後対策担当課長 待機児童の方のどう過ごされているかというところをダイレクトに説明できるかどうかというのはありますが、何年生が待機をしているかというところの内訳をちょっとご説明させていただきますと、121名の待機児童のうち、1年生が2名、2年生が7名、3年生が54名、4年生が45名、5年生は12名、6年生が1名となっております。高学年になるにつれて待機児童が減っていくという状況ではございます。

それぞれ過ごし方を選ばれている、ご自宅で戻って過ごされるですとか、お友達と遊ぶですとか、そういったことを選択されているんだと考えております。

○高森委員 保護者の就労の関係で、どうしても家に家族がいないというときに、やはり低学年は心配ですからね、利用者が増える。3年生以降は少し増えているのは、もしかしたら、家で1人でもいられるのでそれほど心配がないからということなんでしょうけどね。

でも、いずれにしても、友達がクラブに行っていたらクラブ以外の場所では友達と遊ぶこともしていないのだと思うんですよね。この3・4年生の約100名近くの待機児童も、家に1人でのかなというところが少し心配なこともあるので、また利用者のヒアリングや、追跡調査などをしていただいて、待機児の過ごし方についても、ちょっと把握しておいたほうがいいのかなという気もします。

○放課後対策担当課長 先ほど、申し上げるのが漏れていた部分があるんですが、ランドセル来館、児童館のほうでやっています。ランドセル来館ですとか、もちろん放課後子供教室も合わせて各校で実施しておりますので、また、さっき言った塾だったり習い事だったりというところもあると思うんですが、様々な過ごし方を選ばれているんだというふうには考えております。

○神田委員 放課後子供教室は、すでにいっぱいかと想像していたのですが、結構空きがあって、まずは放課後子ども教室に行き、空いたらこどもクラブに行くみたいなコースをたどっているんでしょうか。

それと、年度の途中で空くということもあるんですかね。

○放課後対策担当課長 まず、放課後子供教室とこどもクラブの関係で言えば、こどもクラブに通っている方も、放課後子供教室にももちろん参加されている方もいらっしゃいます

し、こどもクラブが残念ながら待機になってしまった方でも、放課後子供教室で様々なプログラムに参加いただいて過ごされているお子さんもたくさんいらっしゃいます。

ですので、例えば、放課後子供教室に通われている生徒さんのうち、半分近くがこどもクラブの方だったりというデータもございますので、各校によって違うんですけども。うまく二つの制度を利用しながら、またランドセル来館等も活用しながらということで、放課後の居場所として過ごされています。

○佐藤教育長 そのほか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、報告対策担当の才及び力については、協議どおり決定いたしましたと思います。これにご異議ございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

(4) 指導課 キ

○佐藤教育長 次に、指導課のキについて、指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 Tokyoスポーツライフ推進事業についてご説明いたします。資料7をご覧ください。

目的について、項番1をご覧ください。本事業は東京都教育委員会が運動習慣に関する実践研修を行う「Tokyoスポーツライフ推進事業」の一環として、地域の実態に応じた運動習慣の定着を図るため、関係機関等との連携を踏まえた取組のモデルを示し、運動習慣の定着を資する取組を推進するものであります。本区は昨年度より本事業を実施しており、運動習慣の定着に向けた効果が大きいことから、今年度も引き続き東京都の補助を受けて事業を実施するものであります。

次に対象について、項番2をご覧ください。区内全区立幼稚園・小学校・中学校を対象に実施いたします。

続いて本事業について、項番3をご覧ください。項目は五つございます。一つ目が、スポーツの関係機関等と連携した取組の充実として、希望校を対象に、台東区にゆかりのあるスポーツメーカー等との連携事業を実施いたします。

二つ目が、多様な運動機会の創出として、都内の体育を専門とする教員による、希望児童対象の器械運動教室や全校園の教員を対象とした実技研修を実施いたします。

三つ目が、本物に触れる体験として、希望校を対象に、プロアスリートとのふれあい授業を実施いたします。

四つ目が、成果の普及として、区内全区立幼稚園・小学校・中学校に対し報告動画を配布し、1年間の成果の普及を行う予定です。

最後の五つ目が、体力向上委員会による課題に応じた研究開発として、推薦された教員とともに、器械運動系領域における幼小中の12年間を見通した年間指導計画や運動事例集などを作成する予定でございます。

最後に、補正予算要求額、今後のスケジュールについては、項番4から5をご覧ください。説明は以上となります。よろしくご協議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、指導課のキについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

(5) 生涯学習課 ク

○佐藤教育長 次に、生涯学習課のクについて、生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、生涯学習センター機能強化に伴う改修内容の一部変更についてご説明いたします。資料8をご覧ください。

項番1、検討経緯です。センターの2階にありますフロアの飲食店エリアにおけるギャラリー機能の改修について、現飲食店事業者と協議を進めてまいりました。その中で事業所より事業継続の意向があり、また移転をする場合には多額の移転費用の補償を要することが確認されました。一方で、センターにギャラリー機能を整備することは生涯学習に取り組む機会を創出する上で必要不可欠であるため、協議状況等を鑑み、現状どおり飲食店エリアを維持しつつ、ギャラリー機能については改修内容を変更し、整備を図ってまいります。

項番2、ギャラリースペース設置についてです。センター各フロアのスペースをギャラリーとして有効活用してまいりたいと考えております。2ページの別紙をご覧ください。図に示します、1階から4階の赤色の箇所新たにギャラリースペースを設置したいと考えております。また机上に、今回紙でなんですけれども、ギャラリースペースの設置イメージとしてA3資料を配付させていただいておりますのでご覧ください。なお、こちらの本資料は、著作権の許諾の関係もありまして、自前で作ったこともありまして、後ほど回収させていただければと存じます。その資料に基づきまして、1階のアトリウムや2階スペース、3階の廊下などを活用し、資料記載のイメージのようにギャラリースペースを各フロアに設置しまして、区民等の発表や鑑賞の機会を提供しつつ、来館者の回遊性を高めてまいります。

恐れ入ります。パソコンの資料にお戻りいただきまして、項番3、各階ギャラリースペ

ース設置内容（案）については、記載のとおりでございます。項番4、今後の予定につきましては、本日ご了承いただけましたら、5月21日の政策会議に報告後、第2回定例会区民文教委員会で報告し、令和8年度当初予算に費用計上後、令和8年10月までにギャラリースペースを設置の上、11月から順次リニューアルオープンを進めてまいりたいと考えております。

ご説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

○垣内委員 全体的にいいお話だと思います。行く度にちょっともったいないスペースがいっぱいあるなという感じもしていたので、とてもいいかなと思います。

一点気になるところは、1階の部分は光がさんさんと入ってくるところで、直射日光も当たるところもあると思うんですね。1階にギャラリーを作られるのはすごくアクセスもいいですし、いいことなんですけれども、物によっては光で劣化する作品もございしますので、区所蔵の美術品も展示されるということですので必要な措置を適宜取っていただきながら、多分、可動式の壁か何かもお使いになるんだろうと思うんですけれども、ぜひ、いい形で有効活用していただいて、図書館に来る方々に、作品を見たり、鑑賞したりするいい機会を提供していただければなど、すごくうれしく拝見いたしました。よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいでしょうか。

（なし）

○佐藤教育長 それでは、生涯学習課のクについては、協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

（6）スポーツ振興課 ケ

○佐藤教育長 次にスポーツ振興課のケについて、スポーツ振興課長、説明をお願いします。

○スポーツ振興課長 それでは、スポーツの祭典（パリ2024オリンピック・パラリンピック大会編）についてご説明いたします。資料の9をご覧ください。

項番1、概要です。本年7月から9月に開催されるパリ2024オリンピック・パラリンピック大会への気運醸成を図るとともに、本大会に出場する本区の区民アスリートを激励するため、10月に実施のスポーツの祭典とは別に、パリ2024オリンピック・パラリンピック大会編を実施するものでございます。

項番2、事業の内容です。実施日時と場所は、6月13日、木曜日、午後6時から、台東区生涯学習センターのミレニアムホールにて実施いたします。

内容です。パリ2024オリンピック・パラリンピック大会の紹介や、出場選手を迎え、出場種目の魅力紹介、またデモンストレーションなど、本大会への壮行会を行います。

項番3、4月30日時点の出場選手は、フェンシング男子フルーレ団体、日本代表の松山恭介選手です。松山選手の主な成績などは資料に記載のとおりです。なお、今後、本大会への出場が決定した区民アスリートには、本イベントの参加の打診を行ってまいります。

項番4、今後の予定です。5月に政策会議を経て、区議会区民文教委員会に報告し、本事業を実施いたします。

ご説明は以上です。よろしくご協議の上、ご決定いただきますよう、お願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等がございますでしょうか。

○高森委員 この祭典には、どういった方々が出席できるのでしょうか。要は、区民に呼びかけて来ていただくようなかたちなのか、来場者はどういった方々を想定されていますでしょうか。

○スポーツ振興課長 まず、来ていただく方につきましては、基本的には区民の方を中心に応募していただくというような形を取りますが、区外の方も一部入れるような形で準備したいと考えているところでございます。

○高森委員 分かりました。

○佐藤教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、スポーツ振興課のケについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(2) 教育支援館 ウ

○佐藤教育長 次に、教育長報告の報告事項を議題といたします。

はじめに、教育支援館のウについて、教育支援館長、報告をお願いします。

○教育支援館長 私からバーチャル・ラーニング・プラットフォーム事業について、ご報告をさせていただきます。まず初めに、資料12をご覧ください。

まず、バーチャル・ラーニング・プラットフォームそのものについてご説明申し上げます。恐れ入りますが、2ページのほうを先にご覧ください。

項番1、バーチャル・ラーニング・プラットフォームとは、支援が必要な児童・生徒に対してオンラインで教育や交流の場を提供するためのWebベースのシステムでございます。学校や自宅から自分のペースで利用することが可能です。

項番2です。実際の画面とともに、何ができるのかをお示しさせていただいております。資料は紙ベースのほうがその画面になります。自学自習用のWeb教材やプログラミング教

材などのコンテンツがあり、自らの興味や関心、また学習状況に応じた活用が可能となります。また、アバターと言われる仮想空間上のキャラクターのチャット機能を活用しまして、用途に合わせてコミュニケーションをとることができます。

資料の1ページ目にお戻りください。項番1、本事業の目的についてでございます。まずはじめに、あしたば学級を利用している児童・生徒に加えまして、家庭に引きこもりがちである児童・生徒に対して、オンライン上の仮想空間、これを活用した学びの場を提供することによって、個別最適な学びの充実や社会的自立の一助とするものでございます。

項番2、本事業の概要についてでございます。本事業は、不登校児童・生徒等に対する支援として、東京都教育委員会が事業プロモーターと協定を締結し、令和4年度よりオンライン上の仮想空間を提供しているものでございます。本区は、今年度から本事業の最終年度である令和7年度まで参加いたします。

項番3、利用方法でございますが、児童・生徒に対し、学校を通してアカウントを付与し、1人1台端末により活用いたします。あしたば学級に端末を持参して活用するほか、自宅からの参加も可能となるよう検討してまいります。

項番4、本区が利用できるアカウント数は記載のとおりでございます。昨年度のあしたば学級の入級実績から半数の30をあしたば学級の児童・生徒の利用として付与します。また、もう半数の30につきましては、家庭に引きこもりがちな児童生徒等への付与、これを想定してございます。家庭に引きこもりがちな児童・生徒等につきましては、昨年度において学校を9割以上欠席している者、かつスクールソーシャルワーカーの介入に至っている者を対象と考えております。校長の申請に基づきまして、教育支援館において扶養の可否を決定いたす所存です。

項番5、今後の予定についてでございます。5月の区民文教委員会にて報告後、5月の下旬から利用を開始いたします。

説明は以上です。

では、その40秒程度の動画が東京都から示されていますので、画面をご覧ください。

(動画再生)

○教育支援館長 待機スペースとか、それぞれ展示スペースとかで自分の作品を紹介し合ったりすることができます。教材スペースは小学校1年生から中学校3年生まで、教科書に準じた学習ができますし、アバター同士でおしゃべりを重要なスペースもございます。短かったですが、そのイメージです。

以上となります。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

○神田委員 この事業は東京都からということですが、以前にどこかでやっていて、成果などがあるのでしょうか。

もう一点は、本区でやって子供たちに受け入れられたとしたら、その後継続で取り組めるのかということをお聞きしたいです。

○教育支援館長 まず、委員のご質問一点目でございますけれども、昨年度まで、東京都内で9地区が先行として実施をしております、今年度から30地区がこの事業に参加しております。昨年度取り組まれた9地区につきましては、成果報告会というものをオンライン上で行われておりましたが、明確な成果というところについては、まだどの地区も示してはいないといったところで、まだこれからの部分もあるかと思えます。

質問の2点目でございますけれども、本事業が成果を上げた暁なんですけれども、令和7年度でこの事業、東京都で終わりにする予定で、その後については不透明ということで回答を得ております。直接台東区として成果が上がった後に、この事業連携をするというのであれば、区の持ち出しですることになろうかと思えます。

以上です。

○神田委員 ありがとうございます。

成果が上がるといいと思えます。

○浦井委員 こちらの資料のほうの(2)のところ、今ちょっと動画を見せていただきましたけれども、アバターとチャット機能を活用して、コミュニケーションをとることができる。もちろん他の人とコミュニケーションがとれないとやる意味がないと思うので、それが反対とかいうことではないですし、匿名性がある、個人が特定されないというのもよいとは思いますが、一体この会話を誰が見守っているのか。ただでさえ、やはりセンシティブになっているかもしれない子供たちの間で、例えば、うっかり心無い言葉を使ってしまうたり、使われてしまったり。諍いみたいなことがあった場合、瞬時にそこで対応することができるのか。そうでないと、逆に無用に傷つけてしまう可能性があるのではないかな、ということが少々心配で。やはり、そういうところでどの程度の見守りができるのか、どの程度そういうところでの責任を負った上でその場を提供してあげられるのかということが、もし分かれば教えていただきたいと思えます。

○教育支援館長 このチャット、アバター同士のチャットについては一応モードがありまして、その部屋の中に、スペースに一緒にいる人が聞こえるようなそういったモードと、例えば教育長と私が友達というか、申請して認めてこの2人の中だけの会話として設定してお話をするということの設定が自分で可能ということをお知らせしております。

次にトラブルについてですけれども、東京等からはそういったトラブルについては現状報告はないという回答を得ておりますけれども、事前に相手を傷つけるような言動をしないとか、そういうのを含めたルールづくり、それから東京都のほうでも一定の時間にそういう支援員のような方が仮想空間の中に常駐していると。また、何かあったときには学校、もしくはあしたば学級を通じて報告を受けて、アカウント等を含めて指導なり、対応することになろうかと思えます。

以上です。

○浦井委員 ありがとうございます。やはり、個人情報の部分等で非常に難しい部分があると思うんですけれども、せっかく設定したよい試みだと思うので、よい形で活用できる

ようにしていただいて。今後使うかはまだ分からないですけども、やってみるのであれば、そこで傷つく子供たちができてこないように、ぜひご対応いただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

○教育支援館長 ご指摘を踏まえながら、慎重に運営については進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○高森委員 利用アカウント数のうちの、管理カウント67というのはどういう内訳なのかというのと、それから利用できる時間帯というのは設定されているのかというのをちょっと伺いたいです。

○教育支援館長 管理アカウント数の内訳は、現在のところ想定しているのが、学校数27ほど、それから指導課内で使うものが20ほど、そして教育支援館で使うものが20ということで、スクールソーシャルワーカー等もそこに入って子供たちと接したり、学校が担任であるとか教育相談のコーディネーター等がそこに入って行くような数を想定しております。

また、利用時間につきましては、現状のところ、8時から18時ほどというふうに事業全体として東京都から示されておりますが、使用はじめについては、あしたば学級につきましては9時15分から15時15分の利用ということでルールづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○高森委員 そうしますと、その時間帯に、管理アカウントを持ってらっしゃる方は、何らかの形でアクセスしなければいけない方も出てくるわけですか。通常の教育課程や、学校の校務をやっている間に、ここにもアクセスしなければいけないということになるのでしょうかね。

○教育支援館長 学校の担当者がもし入るのであれば、そういった必要が出てくるので、利用に当たって今、スママチ等で学校にメールを送ってこの時間に入る予定ですか、そういった運用の仕方を現在検討しているところです。

以上です。

○高森委員 学校の現場にも負担がないような形で運用していただきたいという気がいたします。よろしく願いいたします。

○教育支援館長 承知いたしました。ご指摘をもとに、運営を進めてまいりたいと考えます。

教員の働き方改革を、学校の負担にならないような形での運営等を含めて考えてまいります。

以上です。

○佐藤教育長 よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、教育支援館のウについては、報告どおり了承願います。

(3) スポーツ振興課 オ

○佐藤教育長 次に、スポーツ振興課のオについて、スポーツ振興課長、報告をお願いします。

○スポーツ振興課長 それでは、台東リバーサイドスポーツセンター陸上競技場大規模改修工事についてご報告いたします。資料の14をご覧ください。本件は、昨年度から開始した設計についての中間報告になります。

はじめに項番1、基本計画の主な内容です。陸上競技場の大規模改修工事については、令和3年3月に基本計画を作成しております。主な内容は資料に記載のとおりです。

項番2、基本計画からの主な変更です。大規模改修に向けた実施設計において、諸室の機能について検討した結果、基本計画の内容から一部変更を行うことといたしました。主な変更内容は、地下1階について、倉庫を防音機能を有するダンススタジオにし、また、現在の体育準備室はパーティションで区切れるスタジオへの変更をやめ、一部を倉庫として使用します。地下1階のレイアウトの変更内容につきましては、後ほど次のページ、別紙1をご参照ください。

項番3、陸上競技場の設計についてです。日本陸上競技連盟の公認競技会の実施が可能となるよう、1周200mの陸上競技場が対象となる、第4種L公認陸上競技場として認定取得が可能な設計といたします。第4種L公認競技場に必要な施設は、資料にアスタリスクで記載のとおりとなっております。また、陸上競技場の設計イメージについては、別紙2のとおりです。後ほどご参照ください。

項番4、野球場・庭球場の整備工事についてです。野球場のダグアウトや庭球場のプレハブなど、著しく老朽化していることから、大規模改修工事の際に当該箇所の整備と、また、野球場・庭球場の照明LED化を併せて実施いたします。

項番5、工事に伴う利用休止期間です。工事開始は令和7年7月を予定していますが、現在、具体的な工事スケジュールを検討しており、陸上競技場などの利用機種休止期間は調整中でございます。

最後に項番6、今後の予定です。令和6年第2回区議会定例会の区民文教委員会で報告した後、実施設計の最終案は令和7年1月の教育委員会第1回区議会定例会にて報告した後、令和7年度・8年度に工事を実施してまいります。

ご報告は以上です。よろしく願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

○高森委員 以前から話があった観客席は、たしか屋根がつくのでしたっけ。

○スポーツ振興課長 今も若干、ちっちゃい屋根がついていますが、それをさらに大きくした屋根が広く展開される予定となっております。

○高森委員 分かりました。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、スポーツ振興課のオについては、報告どおり了承をお願いいたします。

3 その他

○佐藤教育長 本日の案件は、以上でございます。

その他、何かご発言等がございますでしょうか。

○事務局次長 先ほどの保育所等における緊急安全対策についての私の答弁で、東京都からの直接補助と申し上げましたが、東京都からの直接補助を私立幼稚園に対してされるのは、とうきょう すくわくプログラム推進事業のほうの補助でございまして、今回こちらで報告した緊急安全対策については保育所対象のみということになってございますので、訂正させていただきます。

○佐藤教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 そのほか、何か。

よろしいですか。

[以降 秘密会]